

氏 名 塩 見 俊 一  
学 位 の 種 類 博士 (社会学)  
学位授与年月日 2012年 3 月31日  
学位論文の題名 戦後初期日本におけるプロレス生成過程に関する研究  
—多様な文化的土壌に着目して—

### 【論文内容の要旨】

塩見俊一氏の博士学位請求論文は、戦後初期の日本におけるプロレスの生成に関する歴史像を具体的に描き出すことを研究課題としている。その際、力道山個人の経歴や業績に依拠しがちな従前の研究に対し、そこで等閑視されてきた他の身体文化、すなわちアマレス、武道（柔道）そしてある種猥雑な大衆文化がプロレス生成に及ぼした影響や相互関係が重視されている。

### 1. 本論文の構成

#### 序章

1. 研究の目的
2. 先行研究の検討
  - 2-1. 力道山とプロレス生成の関係
  - 2-2. プロレス生成過程をめぐる考察
3. 研究方法
  - 3-1. 研究対象
  - 3-2. 用語
  - 3-3. 史料

#### 第1章 アマチュアレスリングの展開—1950年および1951年の「日米レスリング」に着目して—

1. アマチュアレスリングの復興と日米レスリングの概要
  - 1-1. 日本アマチュアレスリング小史—1931年から1949年まで—
  - 1-2. 戦前の日米レスリング
  - 1-3. 1950年および1951年の日米レスリングの概要
2. 日米レスリングの目的
  - 2-1. 実施組織の性格
  - 2-2. 選手強化事業としての日米レスリング
  - 2-3. アマチュアレスリングの周知
3. 日米レスリングの諸相
  - 3-1. 日米レスリングの興行的側面
  - 3-2. 日米レスリングの娯楽性
  - 3-3. 日米レスリングと「アメリカ」の関係
  - 3-4. 日米レスリングにみられる人々の意識
4. プロレス生成の土壌としてのアマチュアレスリングの可能性

#### 第2章 プロ柔道の諸活動と柔道の娯楽化

1. プロ柔道の概要
  - 1-1. 柔道を取り巻く状況
  - 1-2. 「国際柔道協会」の概要とプロ柔道の足跡
  - 1-3. プロ柔道の目的
2. プロ柔道の娯楽性
  - 2-1. 「見せるための柔道」の開発と実施
  - 2-2. プロ柔道興行の娯楽性
  - 2-3. 映画との結節とその影響
3. プロ柔道の終焉
  - 3-1. 柔道統括組織との関係の変化
  - 3-2. プロ柔道の終焉—経営悪化と人材流出—
  - 3-3. プロ柔道からプロレスへ

### 第3章 柔拳興行の諸展開とプロレスとの合流

1. 柔拳興行の概要
  - 1-1. 柔拳興行の足跡—1952年から1955年初頭まで—
  - 1-2. 柔拳のルール
  - 1-3. 柔道およびボクシングと柔拳興行
    - 1-3-1. 柔道と柔拳興行
    - 1-3-2. ボクシングと柔拳興行
2. 柔拳興行の娯楽性
  - 2-1. 興行内容にみられる娯楽性
  - 2-2. 柔拳興行とストリップ
  - 2-3. 柔拳興行と賭博
3. 柔拳興行とプロレスの関係
  - 3-1. 「日本対外国」としての柔拳興行
  - 3-2. 柔拳興行とプロレスの相補的關係

### 第4章 女子プロレスの同時代的状況—ストリップとの結節に着目して—

1. 女子プロレスの概況
  - 1-1. 女子プロレス小史
  - 1-2. 女子プロレスと力道山
2. ストリップの同時代的状況
  - 2-1. ストリップへのまなざし
  - 2-2. ストリップの多様化
3. 女子プロレスの諸相—ストリップおよびプロレスとの結びつき—
  - 3-1. ストリップのなかの女子プロレス
  - 3-2. 女子プロレスへの意識
  - 3-3. プロレスの一部としての女子プロレス

1. 総括
2. 今後の課題と展望

史料および引用・参考文献一覧

## 2. 各章の概略

第1章では、戦後初期日本におけるアマレスの諸相、とりわけ1950年、1951年に実施された日米レスリングへの検討を中心に、プロレスの生成過程をアマチュアスポーツの同時代的展開と関連づけて考察している。

第1に、アマレスは1930年代初頭に、大学生を中心的な担い手とし、大学という場で柔道や相撲を基盤として日本に持ち込まれた。そしてアマレスは戦時期の中断を経て、1950年頃までにはアマチュアスポーツとしてある程度の復興を遂げ、GHQによる占領政策とも関連し、オリンピックへの復帰を目指す段階にあった。

第2に、日米レスリングはアマレスの国内統括機関である日本アマチュアレスリング協会が中心となり、新聞社が資本援助とメディアとしての役割を果たし、自治体や地域社会にも担われ実施された。くわえて、当時の報道や集客からは、少なからず衆目を集めていたとみられる。

第3に、日米レスリングの目的として実施組織である日本アマチュアレスリング協会の性格とも関係し、以下の2点を挙げるができる。①日米レスリングは1952年に迫ったヘルシンキ五輪に向けた選手強化を目的としていた。これは日米レスリングで試合がおこなわれた階級や、そこで用いられたルールからも明らかである。②日米レスリングはアマレスを周知する機会としても、実施主体に期待されていた。それは大会のパンフレットや報道、あるいは会場でアマレスの解説が試みられていたことから指摘できる。

第4に、日米レスリングはほとんどの大会で入場料を徴収しており、この点から興行としての性格を有していたといえる。これは日本アマチュアレスリング協会の財政難と、選手たちが戦後初期という社会状況下で抱えた生活の困窮化という、アマレスの担い手の経済的懸念を解決する手段としても期待された。

この興行的な性格とも関連し、第5に、日米レスリングには、大会に先立って実施されたパレードや夜間試合の開催という、娯楽的な側面が見出される。それは実施主体によって準備されたものであり、観客やパレードに参加した人々の反応からは、日米レスリングがアマチュアスポーツの競技会にはおさまらない娯楽ともなっていたとみられる。

第6に、日本のアマレスの展開は戦前からアメリカと深くかかわっており、それゆえ日米レスリングは観客に「アメリカ」を想起させるものであった。つまり日米レスリングは、アメリカンな文化であるレスリングが実施される空間において、日米両国が占領と被占領という現実的な「上下」の関係性のなかで、「親善」と「対抗」という日米をめぐる人々の複雑な意識を汲み上げうるものとなっていた。

第7に、当時の人々はアマレスとプロレスを明確には区別できておらず、それゆえアマレスの活動がプロレスとも結びつけて意識されていた可能性がある。この点を、先に述べた日米レスリングの諸相とあわせてみれば、アマレスの活動には、プロレスを受け入れるための人々の意識を準備した側面があるといえよう。このことから、戦後初期という時代背景のもとで、プロレスの生成とアマチュアスポーツの展開は、なにほどか連関していたことが明らかである。

第2章では次章とあわせて、戦後初期にみられる柔道の興行的な展開が、プロレス生成の土壌となった

ことを明らかにしている。柔道は講道館、全日本柔道連盟といった柔道統括組織を中心に、占領下において「民主化」を目指すことで復興を図り、他方で「みせる」ものとしても実施され、これらを通じて一定の復興を成し遂げたといえる。このような同時代の柔道の諸展開から、本章ではプロ柔道に着目し、以下の点を論じている。

第1に、プロ柔道は高段者を含む柔道家が選手や役員として参加した国際柔道協会によってその嚆矢が開かれ、スポンサーとみられる企業も加わって催された。そしてプロ柔道の活動は柔道を中心とする興行とともに映画への出演等もあり、活動期間は1950年内の約7か月間であった。

第2に、プロ柔道の目的として次の2点を挙げることができる。①プロ柔道は、占領下においては武道の活動が制限されていたこともあり、生活に困窮していた柔道家が収入を得る道となることが目指され、給与や賞金についても具体的に計画されていた。②プロ柔道は興行を通じて柔道の復興を目指しており、それは必ずしも講道館や全日本柔道連盟が有する柔道の「民主化」という指針に反するものではなかった。

第3に、プロ柔道は主に興行として実施されており、その成功を目指すうえで以下のような娯楽的側面を有していた。①プロ柔道では観客を楽しませるための柔道が目指され、それはルールの改変や、柔道着への工夫からも明らかである。このことは、プロ柔道興行の会場が各種の催しに適したものであったことから傍証される。②プロ柔道の興行では会場での試合解説等にくわえ、観客の飛び入りを募っての「賞金マッチ」が実施された。この他にも映画スターや歌手の参加する「アトラクション」も催され、これは柔道の試合に興味がなくとも、プロ柔道の興行に訪れた人がいた可能性を示している。③プロ柔道家の一部は映画にも出演し、それと関連して映画館での柔道の実演も行った。この映画との結節は、プロ柔道の娯楽性をたかめることにもつながっている。

第4に、プロ柔道の終焉には、相互に関連する以下の2点が関与していた。①柔道統括組織による柔道の「民主化」が「アマチュアスポーツ化」に厳密化され、それを通じて柔道の統合が目指されたことは、プロ柔道に対する圧力となったといえる。②プロ柔道は経営的に必ずしも成功していたとはいえ、それにより代表的な選手が離脱し、独自の活動を行ったことにより、国際柔道協会は人材面で活動の継続が困難になったとみられる。

第5に、プロ柔道の活動は短期間で終焉したが、プロ柔道家の一部はプロレスラーに転向した。彼らは海外でプロレスの技術等の習得、国内でのプロレス興行の実施を通して、日本にプロレスが持ち込まれる回路となった。そしてそれは1950年代前半における「日本人プロレスラー」の一角をプロ柔道出身者が占めることにもつながった。これらの点から、プロ柔道とは、戦後初期日本社会における柔道の変化を示す象徴的な事例であり、その活動が結果として柔道の一部をプロレスに合流させることにもつながったといえる。

第3章では、前章で明らかにした同時代の柔道の興行的な展開とプロレスの生成過程の関係について、柔拳興行に着目し、以下の点を明らかにしている。

第1に、柔拳興行は「日本人の柔道家」と「外国人のボクサー」を選手とし、新聞社や反社会的な組織や人物を含む実施主体によって、戦後は1952年頃から実施されていたとみられる。そこで用いられたルールは柔道、ボクシング、プロレスから採用した独自のものであった。また柔拳の構成要素である柔道、ボクシングの統括組織は柔拳興行に圧力をくわえ、あるいは白眼視していたが、その一方で柔道やボクシングが復興を果たしたことは、柔拳興行の活動の素地となったともみられる。

第2に、柔拳という競技はあくまで興行として実施されており、その成功を目指すうえで、以下の点で娯楽性が垣間見られた。①柔拳興行では試合の内容にもある程度の演出ともいえるものが加えられており、観客を楽しませることが意識されていた。②柔拳興行は当時注目を集めた娯楽であるストリップと、合同興行の開催や会場の使用という点で結節するものであった。③柔拳興行には問題視されながらも人々の生活に入り込んでいたギャンブルともみなしうる点があり、これは柔拳興行の娯楽性を示すものといえる。

第3に、柔拳興行にみられる柔道とボクシング、あるいは日本人と外国人の対戦は「日本対外国」という図式として観客に受け入れられており、なかでも「日米対抗という雰囲気」を醸し出すものであった。そしてこのような柔拳興行に、観客は娯楽的なものとして接していた。

この点を踏まえて第4に、柔拳とプロレスは両者の合同興行において、「日本対外国」という共通の図式を有し、双方が利益を得、命脈を保つことを目指すうえで、いわば相補的な関係を築いていたとみられる。それはこれまで指摘されてきた、力道山らによる柔拳興行の抑圧や、両者の類似のみにはおさまらない関係である。この点を柔拳興行とプロレスにみられる人的連続性とあわせてみれば、柔拳興行はプロレス生成の基盤となったと判断できる。

柔拳興行は柔道を含む興行であり、その意味でプロ柔道の系譜にあり、これらは先に述べたような柔道の「民主化」、「アマチュアスポーツ化」という、柔道統括組織によって統合されようとする柔道からは零れ落ちる存在であった。しかしながら柔拳興行では柔道と「日本」の関係が強調され、柔道統括組織によって目指された柔道と国家との結びつきは、プロ柔道や柔拳興行という、いわば周縁に置かれた柔道に象徴的にあらわれていた。このことから、プロ柔道や柔拳興行がプロレス生成に関わったことが、プロレスが「ナショナルな象徴劇」となることにもつながったともいえよう。これらのことから、柔道の同時代的展開が、プロレスの生成に資したことが解明された。

第4章では戦後初期日本におけるプロレス生成の多様な側面のひとつとして、女子プロレスの展開を、同時代に注目を集めた大衆的な娯楽であるストリップとの連関にも着目して検討し、以下の2点を明らかにしている。

第1に、女子プロレスとストリップの関係について、次の点が論じられている。①ストリップは社会問題や犯罪ともなっていたが、戦前の大衆的な演劇の命脈を引き継ぎ、また戦後にみられた性の商品化とも結びつきながら、人々の生活にもなほか入り込んでいた。②日本において女子プロレスは1950年代初頭までに、ストリップに類するものとしてその端緒が開かれ、多様化するストリップの一種という側面を有していた。この点は、女子プロレスの実施組織や女子プロレスラーがストリップをその土台としており、女子プロレスがストリップ劇場で実施され、ときにはストリップと併催されていたことから明らかである。③女子プロレスは成年男性がその中心とみられる観客にとって、ストリップと同様にエロチックなものであった。これはストリップとは直接的には関わっていない外国人女子プロレスラーに対してもみられる視線であり、それは性的な対象として外国に、あるいは「アメリカ」に接するという、反米意識にはおさまらないプロレスへの注目といえる。以上のような、ストリップという当時注目を集めた、ある種猥雑な大衆文化と深く関わることで、女子プロレスは独自の展開を可能にしたといえる。

第2に、女子プロレスと男性によるプロレスとの結節について、以下の点が論じられている。①第3章で扱った柔拳興行は女子プロレスとの合同興行としても実施された。この点から、女子プロレスはプロレ

スの生成の一側面を担っていたといえる。②1950年代中頃には男女双方が参加したプロレス興行もみられ、これはより具体的な女子プロレスと男性によるプロレスの結びつきといえる。女子プロレスは従前の研究では、同時代に力道山によって「プロレス」から排除されたという側面が強調されてきた。しかしながら、プロレスの生成を多様な主体、そして同時代の文化状況との関係から捉えれば、これまで挙げたような女子プロレスの展開は、プロレスの生成過程の一部として位置づけることができる。

### 【論文審査の結果の要旨】

本博士学位請求論文に関しては、戦後プロレス史（そしてアマチュアレスリング＝アマレス史）、武道史そして大衆文化史あるいはジェンダー史の位相において、以下のような研究成果を指摘することができる。

第1に、戦後日本におけるプロレス生成過程を一次史料などに基づいて精緻に解明した点である。とりわけ、力道山を起点とする従前のプロレス生成史像を修正し、力道山の登場とその後の展開を準備した様々なスポーツ的・文化的活動を歴史の舞台上に登場させた点は特筆すべき研究史上の成果である。加えて、人物史においてしばしば陥りがちな個人の経歴（苦難と美談）と活動（業績）への着目を相対化しつつ、プロレスの生成過程を可能な限り同時代の文化・社会状況との関係性において解明しようと心がけた点も評価できる。本研究を通じて戦後日本のプロレス史像は奥行きが深いものとなった。

この点はアマレス史の豊富化とも連動する。本研究はエリート的なアマチュアリズムとオリンピック参加を基調に描かれてきたアマレス史像を修正している。すなわち、同時代のアマレスが、日米対抗戦という形態ならびに夜間試合やパレードなど、人びとを引きつけるべく演出された、ある種の興行化を通じて、敗戦後の日本人におけるアメリカ（そしてアメリカ文化）に対する錯綜した意識（親善と対抗＝反米）を醸成させるとともに、人びとをプロレスへ誘引する呼び水ともなっている事実を明らかにしている。

第2に、本研究は占領期の武道、とりわけ柔道史への異議申し立てという側面を持っている。周知のごとく、戦前・戦中期を通じて天皇制ファシズムのイデオロギー的支柱として機能した武道はGHQの占領政策において禁止された。本研究は占領期において存続と復興を目指した柔道が、一方で「民主化」を標榜しつつ、他方で多種多様な「柔道」を展開することで命脈を保っていた事実を重視する。すなわち、興行的・娯楽的なプロ柔道ならびに柔拳興行への着目であり、プロレスへの回路形成である。これらは、戦後学校体育における再生を目指す柔道統括組織にとってはアウトサイダー的・異端的存在であるがゆえに柔道の「正史」として位置づかない。しかし、柔道の同時代における大衆娯楽すなわちプロとしての興行、異種格闘試合やストリップとの結節は、洗練化された作法からなる神聖なる身体文化＝戦前の柔道が、戦後の混迷の時代に展開された大衆文化（なかでも、ストリップという退廃的とも形容すべき猥雑な文化）に包摂され、脱構築され、多様な意味が付与されていく様相を示すものである。本研究は大衆文化史の位相において武道史を捉え直す視座をもっている。

この点と関連して、第3に、本研究はプロレスの生成過程に女子プロレス興行を位置づけることで、戦後のプロレスの担い手たる屈強な男性像とは異なった身体表象ならびに大衆娯楽的側面を浮き彫りにしている。同時代のストリップと不可分一体（ストリッパー出身の女子プロレスラーの存在など）に展開された女子プロレスには、男性プロレスの枠組みではおさまりきれない観客の独特な視線、すなわちエロチックな眼差しがそそがれていた。加えて、外国人女子プロレスラーの興行で表象された「健康なエロチシズム」が、前述した日米対抗レスリングや力道山の姿態などとは異なる文脈で観客をアメリカ文化へ接近さ

せた点に注意を促している。すなわち外国人女子プロレスラーの身体＝アメリカ文化は、この局面においてストリップと切り結ばれた女子プロレスと同様、性的な対象として観客に消費され、内面化されているという見解である。そもそも女子プロレスはプロレス生成史から零れ落ちていたものだが、本研究はその欠落部分を補うとともに、日米の女子プロレスラーの身体表象ならびにアメリカ文化の受容回路にまで視圏を広げており、この点でも評価できる内容となっている。

なお、本研究では、国立国会図書館や各種文書館所蔵の未刊行史料（一次史料）、各種団体の記念誌類、地方新聞、GHQ資料など、これまでのプロレス生成史研究ではほとんど活用されてこなかった史資料を手間ひまかけて収集し、それらを丹念に解読したうえで叙述されており、この点でも歴史研究の作法を踏まえた内容であると判断できる。

上記の研究成果を踏まえた上で、本研究の課題を以下に記す。

第1に、本研究ではプロレスで表出される「アメリカ」の表象を把握しようと試みられているが、十全には解明されていない点である。正当な価値基準とは異なる、猥雑な大衆娯楽でもあるプロレスにおいて、「アメリカ」の表象がどのような仕組みで表出されるのか、アメリカ文化の受容という評価に際しては、この点の分析が必要ではないのか。また反転して、プロレスという文化装置の中で、敗戦後の日本人の身体が「アメリカ」の眼差しによって「評価」されるという状況も存在していたはずであり、このようなプロレスから醸し出される「アメリカ」という表象の分析は力道山以後のプロレスを論じる場合も必要となるだろう。本研究は、このような社会学的視点からの考察の点で課題を残している。

第2に、プロレス生成をめぐる状況について、受容層の実相をより具体的に明らかにしていく必要性がある。本研究では受容層たる観客層の実態に関して、新聞記事、パンフレット類、ニュース映画などにおける言説、写真、映像を手がかりに考察されている。興行主の零落と消滅をはじめ、興行に関する一次史料の収集が著しく制約されている現状においては、二次史料の活用もやむを得ないだろう。しかし、すでに同時代の他の大衆娯楽研究で用いられた職業を付した顧客名簿や観客（聴衆）の声などを援用することによって、プロレスの受容層の実相により肉薄できたように思われる。

この点と関連して、本研究は人びとの大衆文化への欲望充足という観点から、戦前と戦後の連続性を浮き彫りにしようとしている。戦前・戦中の苦悩や不安の中に人びとの文化への渴望を読み取ったうえで、こうした民衆のエネルギーが戦後のプロレスの受容層にも受け継がれているという理解である。このような視座は戦前と戦後をもっぱら断続的に描いてしまう研究の限界性を指摘するうえで有益である。しかし、たとえば文化をめぐる国家戦略、あるいはそこからの逸脱という点で、戦前の娯楽と敗戦後のプロレスが果たして連続していたかどうかは、受容層のより詳細な探究が求められる。

第3に、本研究がプロレス史のみに閉ざされないのであれば、学問的な意義をいかなる位相において把握すべきかという問題である。端的に言えば、本研究を通じてどのような戦後日本の社会像が描けるのかという論点である。すなわち、本研究ではアメリカ、ジェンダー（セクシャリティ）、大衆文化（猥雑文化）、規範的大衆文化、占領政策などの分析軸を設定（分節化）してプロレスの生成史を描こうとしているが、これらの分析軸が相互にどのように絡んでいるのか、別言すれば戦後日本のプロレス像をメタレベルで問い直し、本研究ならではの戦後日本の社会像を再構築していく視座をもつべきではないかという指摘である。この点は戦後日本社会の全体性を描くうえで重要なポイントである。確かに、全体性を理解するうえで問題の分節化は必要であり、しかもその具体的な分析は、ある意味で禁欲的な自己限定の上に築か

れるべきである。しかし、分節化された具体的事象は社会の全体性に引照されてこそ、その歴史的意味をよりよく浮き彫りにできると考える。前述したように、本研究は戦後日本のプロレス生成史像の豊富化という面で成功している。しかし、これらの研究成果が戦後日本社会の全体像の再構成へと発展していくのであれば、社会におけるプロレス生成の意味がより鋭角に検討され、それゆえ、さらに優れた論文になったことは間違いない。研究課題との関連からすれば、いささか重い要請ではあるが、今後の研究に是非いかしていくべき視点である。

本博士学位請求論文に関しては、次のようにまとめることができる。

第1に、本博士学位請求論文は研究課題との関連で丁寧に論証されている。また根拠となる史料および文献等も丹念に収集され、叙述に活用されている。

第2に、研究史の面では先行研究の成果を踏まえ、プロレス成立史において等閑視されていた新たな史実の提示をはじめ、これまでの研究水準を格段に高め、大衆文化としてのプロレス史の新天地を切り開いている。

第3に、研究の課題にも記した社会学的な観点からの表象分析、とりわけ戦後日本社会の全体像への着眼に関しては、本研究をさらに発展させるうえでの視点であり、本博士学位請求論文の成果を減じさせるものではない。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

本博士学位請求論文の公聴会は、2012年6月11日（月）午後6時から午後7時30分まで産業社会学部大会議室で行われた。審査委員会は公聴会の質疑応答を踏まえ、各委員の意見交換の結果、塩見俊一氏の博士学位請求論文について、博士の学位を授与するに値するものであると全員一致で判断した。

また、塩見俊一氏は、学術論文3本（単著、すべて査読有）および著作への掲載論文（いずれも単著）3本、資料紹介2本を発表・刊行し、また国際学会をはじめとする学会報告（いずれも単独報告）を複数回行っている。審査委員会はこの点からも塩見俊一氏が十分な専門知識と豊かな学識を有していると判断した。なお、本博士学位請求論文では、GHQ関連の一次史料をはじめ英語文献の読解においても優れていることを確認した。

以上から、審査委員会は塩見俊一氏に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（社会学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

審査委員	(主査) 有賀 郁敏	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 山下 高行	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 川口 晋一	立命館大学産業社会学部准教授
	(副査) 福岡 良明	立命館大学産業社会学部准教授